

湯浅町無電柱化推進計画



令和6年3月

湯浅町

目次

はじめに

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針
 - (1) 湯浅町における無電柱化の現状
 - (2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢
 - (3) 無電柱化の対象路線

2. 無電柱化推進計画の期間

3. 無電柱化の推進に関する目標

4. 無電柱化の推進に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (1) 無電柱化事業の実施
 - (2) 占用制度の運用
 - (3) 占用の制限

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項
 - (1) 広報・啓発活動
 - (2) 無電柱化情報の共有

はじめに

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から全国的に実施されてきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増している。

また、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも全国的に報告されており、電力や通信のレジリエンス強化も必要であると考えられる。

しかし、全国には依然として、約3,600万本の電柱が建っており、さらに毎年約7万本ずつ増加しているのが現状である。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるように努めなければならない。

本計画は、無電柱化法に基づく湯浅町無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 湯浅町における無電柱化の現状

湯浅町では、歴史的な景観を保持する湯浅町重要伝統的建造物群保存地区及び、湯浅町の玄関口である湯浅駅の周辺の無電柱化を進めている。令和6年度より事業を開始し、令和10年度には、550mの無電柱化を完了する予定である。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

湯浅町では、歴史的なまちなみを維持し、安心安全のまちづくりを実現するための取り組みとして無電柱化を推進しています。この取り組みは、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」という理念に基づいており、町民と関係者の理解と協力のもとに行われます。これにより、歴史的景観の保持とともに、住民の意向を尊重した地域社会の発展を目指します。

3) 無電柱化の対象路線

無電柱化の推進にあたっては、道路管理者、電線管理者、沿道住民等の合意形成のもと、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

① 景観形成・観光振興

湯浅町重要伝統的建造物群保存地区等や玄関口である湯浅駅周辺における、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

② 防災・強靭化

避難路や緊急輸送道路等の防災上、重要な路線の無電柱化を推進する。

③ 道路事業等に合わせた無電柱化

道路の拡幅等の事業に合わせて無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

令和10年度までに以下の無電柱化の実施を目標とする。

番号	道路種別	路線名	起点住所	終点住所	道路延長
1	町道	湯浅 177 号線	南道 1098-2	島の内 1287-1	240m
2	町道	湯浅 54 号線	北町 16	北町 1 の先	210m
3	町道	湯浅 307 号線 (一部)	北町 16	北町 36-3	100m

※今後、上記以外で、無電柱化の推進にあたり調整を要する路線がある場合には、関係機関との調整後、実施予定箇所となった段階で上表に追加する。

4. 無電柱化の推進に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況、地域環境等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法の導入についても検討し、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

I : 地中化方式

① 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式。

② 自治体管路方式

管路整備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

③ 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

④ 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も検討する。

Ⅱ：地中化方式以外の手法

① 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

② 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式。

以上の整備手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線方式又は裏配線方式を移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

Ⅲ：道路事業に合わせた無電柱化

道路事業（道路の維持管理に関するものを除く）、その他これらに類する事業が実施される際、当該事業の実施に合わせて行うことができる場合には、電線管理者と連携して無電柱化を検討する。

また、無電柱化法第12条の趣旨に則り、最も効率的に無電柱化を推進できるように事前協議の開催、整備手法、費用負担並びに施工時期等の調整を行う。また、道路管理者は無電柱化が円滑に進むように調整する。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

3) 占用の制限

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定し、電柱の新設を抑制する。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する町民の理解と関心を深め、無電柱化に町民の協力が得られるよう、無電柱化の実施状況等を周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

和歌山県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、湯浅町の取組みについて県と情報共有を図る。